

第三十一回国参議院文教委員会會議録第二号

昭和三十三年十二月十六日(火曜日)午前十時十二分開会

委員の異動

十二月十二日委員高田なほ子君、吉田法晴君及び秋山長造君辞任につき、その補欠として荒木正三郎君、坂本昭君及び松澤靖介君を議長において指名した。

十二月十五日委員大谷實雄君辞任につき、その補欠として苦米地義三君を議長において指名した。

本日委員苦米地義三君辞任につき、その補欠として大谷實雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 竹中 勝男君
理事 後藤 義隆君
中野 文門君
松永 忠二君
常岡 一郎君

委員

大谷 實雄君
大谷 亨弘君
下條 康彦君
吉江 勝保君
坂本 昭君
松澤 靖介君
湯山 勇君

国務大臣

文部大臣 灘尾 弘吉君
政府委員 警察庁警備局長 江口 俊男君
文部政務次官 高見 三郎君

文部省初等中等教育局長 内藤三郎君
文部省社会教育局長 福田 繁君
文部省管理局長 小林 行雄君
事務局側 常任委員 工業 英司君
会専門員

本日開議に付した案件
社会教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十三年九月の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に関する特別措置法案(内閣送付、予備審査)

教育、文化及び學術に関する調査の件(教職員の勤務評定に関する件)

委員長(竹中勝男君) それでは、これから文教委員会を開会いたします。委員に異動がありますから報告いたします。

十二月十二日、高田なほ子君、吉田法晴君、秋山長造君が、また十五日には大谷實雄君がそれぞれ辞任され、補欠として、荒木正三郎君、坂本昭君、松澤靖介君及び苦米地義三君が選任されました。

委員長(竹中勝男君) 次に、先刻開きました委員長及び理事打合会の経過について報告いたします。

本日の日程につきまして協議を行なった結果、まず、社会教育法等の一部を改正する法律案及び昭和三十三年

九月の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に関する特別措置法案について提案理由の説明を聞き、そのあとで教職員の勤務評定に関する件について質疑を行うことといたしました。

以上報告の通り運ぶことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

委員長(竹中勝男君) 御異議ないと認めます。

社会教育法等の一部を改正する法律案及び昭和三十三年九月の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に関する特別措置法案を一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。

国務大臣(灘尾弘吉君) ただいま議題となりました社会教育法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

今回の改正の要点は、およそ次の三点であります。

その第一は、社会教育の推進をはかるため、社会教育主事に関する規定を整備することにあります。社会教育主事は、教育委員会における社会教育を担当し重要な役割を果すものであります。従って、地方における社会教育の推進をはかるには、その充実を期することがきわめて肝要であり、これにかんがみまして、従来市町村において

は任意設置となつてゐる社会教育主事を必置制とするともに、その資格及び養成講習に関する規定を整備して、適材を求めることができるようにし、社会教育の振興をはかろうとするものであります。

第二は、社会教育関係団体に対する補助金の支出禁止の規定を削除することとあります。すなわち、国及び地方公共団体が社会教育関係団体に対して助成し得る道を開き、これらの団体の健全な育成をはかり、もつて社会教育の振興に資したいと存するのであります。

第三は、公民館活動の振興をはかるため、公民館の基準の設定等に関する規定を整備したこととあります。公民館は、戦後いち早く社会教育施設として発足してから今日まで、全国の市町村に広く普及を見たのであります。しかし、これにつきましても、文部大臣が基準を定めるべき明確な規定もなく、公民館の健全な発達をはかる上においても不十分な点が少くないので、これを明確にするとともに、公民館の分館及び主事に関する規定を設け、その活動の振興をはかる所存であります。

その他、若干の必要な改正を行い、今後一そう社会教育の充実振興をはかつて参らうとするのであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、昭和三十三年九月の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に関する特別措置法案について、提案理由と内容の概要を御説明いたします。

本年九月来襲しました台風二十一号及び二十二号は、まれに見る豪雨を伴なつたもので、各地に相当の被害を与えました。この被害は、静岡県野川のはんらんにおいて見られるように、局地的にはきわめて大きな被害を与えたのであります。このことは、公立学校の施設にかかる被害を見ても同様であります。

現在、公立学校の災害復旧に対しては、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の定めがあり、一般的には、この法律の適用により、災害復旧の促進がはかられてゐるのであります。今回の災害の特色からいまして、一般法の適用だけではなかなか早期の復旧は望み得ない地域が存するのであります。従つて、これらの地域の災害復旧については国の負担割合を特に高める等の特別措置を講じ、義務教育施設の早急な復旧をはかりたいと考える次第でございます。これがこの法律案を提出する理由でございます。

次に、この法律案の内容の概略を申し上げます。

第一に、この法律は、昭和三十三年九月の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧について、特に災害地域を政令で指定し、この地域については、国の負担割合を四分の三とすることとしております。

第二に、経費の算定方法について、

原形復旧を基準としながら、これが不可能または不適当な場合には、効用復旧または代替復旧ができることを定めておきます。

なお、このほか用語の意義、経費の種目、適用除外、都道府県への事務費の交付等所要の規定を設けております。

以上が、この法律案の提案の理由と内容の概要であります。

何とぞ十分に御審議の上、両案ともすみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

○政府委員(福田繁君) ただいまの大臣の説明に補足して、法案の内容について御説明申し上げます。

第一に、社会教育主事及び社会教育主事補でありますが、現在これらの職員は教育委員会に置かれる社会教育に関する専門職員として都道府県及び市町村の社会教育の推進に重要な役割を果していることは、申し上げるまでもありません。

しかし、社会教育主事及び社会教育主事補の設置に関しては、社会教育法第九条の二の規定により、都道府県は必置となつておりますが、市町村は任意設置となつておりますので、市町村ではむしろこれらの職員が置かれていない所が多いのであります。こうした現状にかんがみ、これを市町村にも必置とし、社会教育の推進をはからうとするものであります。

しかし、一律に市町村の社会教育主事を直ちに設置することは実情に適しないので、若干の猶予期間を設けることとしております。すなわち市に於ては昭和三十三年三月三十一日までの間、町村に於ては政令で定

めるところにより、町村の規模に応じた猶予期間を規定し、逐次設置するようになしたと存するのであります。

次に、従来社会教育主事の資格要件については、これまで大学卒業業者や教員免許状を所有する者等小範囲の者を原則としていた一方、かなり緩和された暫定資格が経過的に設けられていたが、今回の経過規定を廃止するとともに、第九条の四の資格規定に新たに一号を加え、従来の本則の該当者に劣らぬ適任者を採用し得るよう改正することにしたのであります。また、これが養成のための講習実施者の範囲を広げて、文部大臣、大学以外の教育機関及び都道府県教育委員会においても行い得ることとしたのであります。さらに現職の社会教育主事等についても専門職員としての研修を行う必要がありまので、これに関する規定を設けたのであります。

第二は、社会教育関係団体に対する補助金支出の禁止規定の削除についてであります。社会教育関係団体の種類はきわめて多く、また、その事業の範囲も広範にわたるのであります。社会教育法第十三条では、社会教育関係団体について、国及び地方公共団体の補助金の支出が全面的に禁止されているのであります。このことはかえつて社会教育の振興を阻害するおそれがあり、社会教育関係者からかねがねこれの改正が強く要請されていたところであります。

このような事情にかんがみ、社会教育関係団体の活動の助長に資するため、第十三条の補助禁止規定を削除する改正を行おうとするのであります。

第三は、公民館に關してであります。公民館は現在その設置が義務づけられていないにもかかわらず、全国の市町村の約八六%にまで設置せられ、まさに社会教育の中心的機関ともいふべき役割を果しているものであります。しかしながらその内容につきましても、いまは貧弱な施設・設備しか持たないものが多く、適正な公民館活動を営むには困難な現状であります。従つて公民館活動を振興するためには、文部大臣が公民館の設置運営上必要な基準を設け、これに従つて文部大臣及び都道府県の教育委員会がその施設・設備その他の運営上必要な事項について指導、助言、援助を与えることが必要でありますので、これに関する規定を設けたのであります。

また、従来分館に関する規定がなかったため、今回分館に関する規定を設けるとともに、さらに公民館の職員につきましても、もっぱら公民館の事業の実施に当る職員を主事として法に規定し、その現職教育に力を注ぎ、公民館の充実をはかりたいと考えているのであります。

第四に、社会教育委員の職務は、社会教育法第十七条に規定するように教育委員会に対し助言することであり、また、市町村の社会教育委員は、これに加えて青少年教育に関する特定の事項について助言、指導を行うことができるようにし、健全な青少年の育成に資することとしたのであります。

また社会教育委員、公民館運営審議会委員等には、社会教育法第十九条、第三十二条等によつて報酬を支給することができないこととなつていますが、これらの規定を改め、地方公共団

体の他の委員と同様に報酬を支給することができるようにしたのであります。さらに公民館の運営審議会については、同一市町村内に公民館が二以上ある場合には、これら共同で設置することができるようにし、その運営の円滑をはかつたのであります。

第五には、公民館、図書館及び博物館に関する国庫補助の規定を改正したのであります。公民館に関する国庫補助の規定は、社会教育法第三十五条及び第三十六条の規定にかかわらず現在は、補助金等の臨時特例等に関する法律に基いて公民館の施設及び設備について、補助ができることになつており、この法律は昭和三十四年三月三十一日失効するので、今回これとほぼ同様の規定を社会教育法の中に設けることとしたのであります。

また、図書館及び博物館に関する国庫補助も、同様に図書館法第二十条及び第二十二條、並びに博物館法第二十条及び第二十五條の規定にかかわらず、現行は、補助金等に関する臨時特例等に関する法律に基いて行われているのであります。公民館と同様に今回それぞれの法律の中にこれに関する規定を設けることとしたのであります。

最後に、この法律の施行期日についてであります。社会教育委員等の報酬に関する規定、公民館等の補助に関する規定及び社会教育主事の暫定資格の削除に関する規定は昭和三十四年四月一日から施行することとし、他の規定は公布の日から施行することとしたのであります。

なお、従前の附則第六項により社会教育主事の職にあつた者については、

改正規定により不利益とならないよう必要な規定を設けているのであります。

以上がこの法律案の内容の概要であります。

○政府委員(小林行雄君) ただいま文部大臣から御説明申し上げました昭和三十三年九月の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に関する特別措置法案について補足説明をいたします。

この法律案は、本則八条及び附則二項からなつております。

まず、第一条には、この法律の目的として、この法律は、昭和三十三年九月の水害によつて特に著しい災害を受けた地域における公立の小・中学校の施設の災害のすみやかな復旧をはかるため、その災害復旧に要する経費についての国の負担に關して必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施を確保することを目的とするものであることを明らかにしております。

第二条は用語の意義を規定し、この法律で特に明確にしておく必要のある「公立学校施設」及び「災害」の語の意義を定めております。

第三条は、国は政令で指定する災害地域においては、公立の小学校及び中学校の災害復旧費についてその四分の三を負担することを規定してあります。

第四条は、国が負担する経費の種目は、本工事費、付帯工事費、設備費及び事務費であることを規定してあります。

第五条は、工事費の算定方法は、原則として原形復旧を建前とするが、こ

それが不可能または不適当な場合には効用復旧または代替復旧もできることとしております。

なお、本条の第二項は、事務費の工事費に対する割合は、政令で定められることを規定しております。

第六条は、この法律の適用除外の場合を列挙しております。すなわち、建物、建物以外の工作物、土地または設備の被害額が一学校ごとにそれぞれ政令で定める額に達しないもの、及び、設計の不備、工事施行の疎漏または維持管理義務の怠慢に基因するものはこの法律の適用範囲から除外することとしております。

第七條は、都道府県教育委員会が国庫負担金の交付、返還等国から委任された事務を行うに必要な経費について、これを国が都道府県に交付することを定めたものであります。

第八條は、この法律と他の法律の関係について規定したものでありまして、この法律の適用を受けたものは、一般法である公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国の費用負担は行わないこととしております。

附則では、この法律は公布の日から施行すること、及び、この法律の施行前に行われた災害地域における九月災害の復旧についても適用することを定めております。

以上、この法律案の概要について御説明申し上げました。

○委員長(竹中勝男君) この際、委員の異動について報告いたします。

本日、苦米地義三君が辞任され、補欠として大谷賢雄君が選任されました。

以上であります。

○委員長(竹中勝男君) 次に、教職員

の勤務評定に関する件を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○湯山勇君 私は、神奈川県決定いたしました勤務評定につきまして、文部大臣に若干お伺いしたいと思

います。

勤務評定の問題が各県あるいは各地教委間でいろいろ問題になっておりまして、これに対してそれぞれの教育委員会がそれぞれの立場において努力をし、工夫をしておる、そういう中で、そういう苦心の結果、ここに神奈川県教育委員会が独自の立場において教育基本法の精神にのっとりたとして勤務評定を決定したわけでございますが、これについて、新聞等の世論も非常に好意を持ってこれを取り上げておりまして、勤務評定問題解決の一つの糸口になるのではないかと、あるいは明るい勤務評定、まあ、こういう表現でこれを支持いたしております。ところが、これに對して文部大臣の御所見は、けさの新聞で見ますと、神奈川県勤務評定の案が違法だとか、間違っているとか、そういうことは文部省としては言っていないんだ、ただ、もう少しあの点については研究をしていきたい、というふうなことを言っておられることを、けさ新聞で見ただけでございますけれども、しかし、文部省の中には、この神奈川県決定した勤務評定について、これはどうも法に言う勤務評定ではないとか、あるいは、これは人事管理の基礎資料にはならない、

こういうふうなことを文部省の中に言っておる向きもあるようでござい

ます。

で、この神奈川県決定した勤務評定について、文部大臣はどういうふう

に御判断になり、これについてどうお

取り扱いにならうとおられるのか、お

伺いたいと思ひます。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 神奈川県教育委員会におきまして今回、「神奈川県教育効果の向上を期待し、教師の自発的意欲を高めることに資する人事行政措置」というものを決定したのであります。これが新聞に出ましたので、私もこれを見たのでござい

ます。

その頭の中に描いておられます勤務評定というものは、いさゝか趣意が違ひるのでござい

ます。

従つて、一体どういふふうな内容のもので、どういふふうな考

え、そのものが決定せられておるのか、そういう点についてよく調査を

したいと思ひます。事務当局に對しま

しても、詳細これを調査するようにと

いうことを命じてあるのが今日の段階でござい

ます。

事務当局としましては、一昨日前に神奈川県教育委員会に承つたやうであ

ります。いろいろ説明も承つたやうであります。まだ十分に事務当局としても納得しかねる点もあるようでござい

ます。さらによく関係者の意見も聞き、内容等について検討を加へました上

で、私は自分の考えをきめて参りたい

と、かように考えておる次第でござい

ます。

新聞で見ましたところ、また事務当局が今日まで聞きまして、また事務

局が今日まで聞きまして、また事務

局が今日まで聞きまして、また事務

局が今日まで聞きまして、また事務

局が今日まで聞きまして、また事務

協議会の試案では、そういうことまでできないことになっておることは、大臣お気づきだと思いますが、極端に言えば、今の制度は、今やろうとしておるものは、神奈川県以外の切り捨てで、自分でございまして、やられた方がどう評定されたかわからない、校長ももちろん自分自身どう評定されたかわからない、従ってこれが間違っておつてもこれを直すという機会も与えられていない。そこで人事院規則におきましては、なるべく複数評定、つまりたくさんの方が見るといふことを奨励しております。さらにそのためにあらかじめ実験あるいは予備段階、予備テストをやつてみるというふうなことがあげてございます。こういうことを抜きにしてやつてしまふというところは、極端な言い方をすれば切り捨てで、極端な言い方をすれば、あとで評定するというのはただ平均点がどうなつていくのかという形式的な面だけしか検討できない、果してこの人をどう評定したかということについてはできないことになっております。のど自慢ですか何ですか、歌を歌うのを合格、不合格をきめるのも五人ぐらゐの審査員がやると、赤が三つ出て白が二つとといったようなこともしばしばありますが、今やられてゐるのは、その赤の人が一人だけであるか、白の人が一人だけであるか、その評定の自身の検討ということとはなされないで、やつたあとで検討するということも、これは本質的な検討にはならない、こういうことを考へて参りますと、必ずしも人事院規則で定められたような勤務評定になつていないことは、これは指摘できると思ひ

ます。そこで、そういうたとえは公開されるのがけしからぬとか、あるいは評定者がどうなつていくとかどうかというこまかい問題ではなくて、文部大臣としてはこれが果して教育基本法に合つてゐるものかどうか、こういう観点と、それから勤務評定の本旨はあくまでも人事管理の基礎という説明が若干ありますけれども、本来これは能率向上のためにやるものでございまして、能率向上のために役立つから、勤務評定であれば、それはたとえ名前がどうなつておろすと、本来の勤務評定の意味はなさぬ、こういうことは勤務評定の大きな柱になると思ひます。そこで、事務的にどの点がどうだとかだといふのでなくて、そういう大局から、私は大臣としては、神奈川県教育委員会のきめた勤務評定に對して、そういう態度で一つ御検討願ひたいというところ、それから今日こういう段階で、こういう方法によつて行き詰まりを打開して、こういう神奈川県教育委員会の努力に對しては、これはその努力を買つた態度で文部大臣としてはこれに對処していただきたい、こういうことをお願い申し上げたいと思ひますが、大臣の御所見を最後に何いたしたいと思います。

○國務大臣(瀧尾弘吉君) 現行法の勤務評定の制度がいいか悪い、こういうふうな点と、これはまあいろいろ御意見もあることだと思ひますが、私の申しますところは現行法の上で勤務評定といふものが行われまふ場合、今回の神奈川県……果しては神奈川県はこれは勤務評定と言つておられるのかどうかは私ははっきりしないのでありますが、勤務評定といふお考えのものとやつておられるとすれば、現行法上の勤務評定といふものと果してこれはマッチするものかどうか、こういうふうな点にささか疑問を持つておりますのでいろいろ調査をした、こゝろ申し上げておるわけでございまして、神奈川県教育委員会の問題を形勢が平和のうちに進めていく、混乱を防止してやつていくというふうな心持は私は全く同感であります。さういふ点はこれ申し上げてゐるわけでもなんでもないものであります。要は、神奈川県教育委員会の今、そのもの自体がいかにか悪い、かといふことを私は今申し上げてゐるのじやないものであります。問題は、これを勤務評定として扱へるか扱へないか、実は私疑問に思つておりますので調査を命じておるよう次第でございまして、御了承願ひたいと思ひます。

○松永忠二君 閣下は少しお伺ひをしたいと思います、神奈川県の出してゐるその基本方針とか実施要綱等については、ごらんかと思ひますが、これは、その基本方針の中で、本県教師の自発的、自主的教育活動意欲を高め、教育効果の向上を期待するといふ言葉に尽きるというふうな、そういう基本的な方針、それからまた反省記録の項目、特に県の教育委員会は記録を活用して、記録の結果に對する措置を講ずるために努力する。そのために教育効果向上対策協議会といふものを設けて定期的に会合するといふふうな、こゝろ実施要綱及び基本方針といふものは、私はこの勤務評定は、内容あるいは方法等として非常に尊重するに足るやうな方針であり、方法だと思ひのでありますが、こゝろいふ点については、やはり大臣としても御異議はないし、賛成だと思ひのでありますが、どういふ御見解でありましようか。

○國務大臣(瀧尾弘吉君) 先ほど来申しておりましたように、これに對する結論的なことを申し上げることは差し控へさせていただきますと思ひのであります。ただ、神奈川県教育委員会の発意の意欲を高めていくという心持のものとこの案を考へておるという心持の自発的な意欲を高め、ますます働いてもらふといふことはだれしも希望することでありまして、私はここに書いてあります神奈川県教育委員会の決定してありますこと自体について、今これ、いいとか悪いとかいふふうなことを申し上げておるわけじゃないのであります。その点は御了承願ひたいと思ひます。心持としては、お互ひに教師が進んで喜んで働くようにしたいという氣持があるといふことについては何にも違ひはないわけでございます。○松永忠二君 この勤務評定の人事院規則にも、勤務評定は試験的な実施その他の調査を行なつて、評定の結果に識別力とか信頼性とか妥当性があり、かつ容易に実施できるものであることを確かめたものでなければならぬといふふうな、そういう人事院規則から考へてみると、こゝろいふふうな一つのやり方といふふうなものについて、やはり一つこのこゝろいふ試みとしてその効果をまず判定をしてみたいといふことは私は大切だと思ひのであります。実施をする事前にこれがどういふ、と

やかくいふようなことを言ふべき性質のものではなく、やはり実施した結果とか、そういうものを見てからこのやり方についていろいろな批判をすべきであるし、またそういうことが人事院規則に規定された趣旨だと私は思ひのであります。そういう意味から、やはり文部省はいろいろな御意見を持たれることについても、意見としては非常にまああつてゐると思ひのでありますけれども、やはりこゝろいふものは規則に基いて試験的に実施をして、その効果を見てからやはりこれの問題についていろいろな批判をすべきだと思ひのであります。規則に基く一つの試みとして、しかもこの効果の判定を実施した後について問題にすべきだといふふうな考へ方については大臣はこゝろいふふうな考へ方になりましようか。

○國務大臣(瀧尾弘吉君) この神奈川県教育委員会の今回の措置そのものにつきまして、そのもの自体として十分私どもは研究をされてもらいたいと思ひのであります。今私が疑問にいたしてゐるものは、この措置が法律上いふゆる勤務評定のワクの中に入るものか、入らないものか、そういう点に多少の疑問を持つておるわけでありまして、その点の一つ十分検討していただきたいと思ひのであります。今これを否定するとか何とかいふふうな考へでものを申し上げておるわけじゃない、まづん。しかし、この勤務評定が、かりに勤務評定のワクに入らないといふことになれば、勤務評定は勤務評定といふ問題が残るわけでありまして、そこらの点を十分一つ検討していただきたい

い、かように申し上げておるわけであり
ます。

○松永忠二君 私の申し上げておるのは、
そういうふうな勤務評定のワクに入る
か入らないかというふうなこと、ある
いはそういうことについてはやはり実
施をして、勤務評定の考へてはいる効果
を十分に發揮するかどうかというふう
な、そういう問題をやはり見てからの
上ではないかというふうに私は思
うわけですが、そういうことをただ机上
で見て、それを一方的な見解を表明す
るというふうなことになる、今言つ
た通りな勤務評定の内容そのものにつ
いても各種各様のものが考へられてし
かるべき規則も人事院規則として制定
をされてはいるのであるから、従つて実
施の結果というふうなものの上に立つ
てこれが評定に入るとか入らないと
か、効果があるとかないとかいうこと
を、見解というのか、考へ方をまとめて
いくべきだと私は思ふわけですが、
こういうふうなことに文部省と
してはある種の研究の結果見解を發表
するといふような考へ方を持つておら
れるのか、あるいはこういふことにつ
いては実施の状況等もよく見た上で見
解を發表していくという考へ方を持た
れておるのか、その辺は大臣いかがで
すか。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 今のところ、
別に世間に向つて文部省の見解を
發表するとかいふようなことも考へて
おりませんが、すべては検討した結果、
あるいはそのときの状態といふことで
ものを考へて参りたいと思つておる次
第でございまして、決してこの措置と
いふものを頭から否定して、こんなけ
しからんものはないというふうなつも

りでものを申し上げておるわけじやな
いのであります。この措置そのものに
ついて、やはりわれわれとしましては
苦心の作であると思ひますので、十
分研究していただきたい。と同時に
に、それはそれといたしまして、これが
勤務評定というもののワクにはまるか
はまらないか、こういうふうな点につ
いて検討してみたいと思ふのでありま
す。このこと自体が無価値なものであ
るとかなんとか、そういう考へ方で申
したわけではございません。その点は
御了承願ひたいと思ひます。

○松永忠二君 この問題について最後
に一つ御要望申し上げたいと思ふわけ
であります。今申し上げましたよう
に、人事院規則の中にもいろいろに効
果を確かめるといふこともあるので、
いわゆる教育長試案といふものに基
くものだけが勤務評定の内容ではな
らうと思ふわけでありまして、従つてこ
ういふふうな一つの試みとして案を作
られてやるといふことは、規則に基
いて十分に成り立ち得る性質のものだと思
ふわけですが、そういうことについて、
実施の結果に基いてあるいはその効果
を判定した上で一つの見解を發表する
といふのなら、そこにもある程度、
まだそれを実施し、効果を判定しな
いうちに文部省が見解を發表するとい
ふことは、これは慎んでいかなけれ
ばいけない性質のものだと思ふ。もし
そういう見解を表明するといふことに
なれば、今問題になつてゐる教育長協
議会の試案についても見解を表明すべ
きだと思ふ。やはりあるものだけを
らえて見解を發表し、あるものにつ
いては地方にまかしていくというやり
方では、非常に一方的な処置の仕方だ

といふふうに思ふわけでありまして、
今大臣が非常に慎重な配慮を持つてお
られるようでありまして、十分に一つ
そういうふうな意味で、この神奈川県
の勤務問題の解決としての一つの方策
について慎重な態度をとつて、今後善
処していただきたいといふことを要望
申し上げておるわけでありまして。

○坂本昭君 大臣にお伺ひいたした
と思ひます。近來勤務紛争が各地にお
きまして次第に悪質化、暴力化ある
いは政治化しつつある。そしてそのた
めに次第に教育の本義を逸脱してきて
いる傾向がかなり見受けられるのであ
ります。で、このことは、文部当局が都
道府県教委あるいは地教委に対して適
切な指導をしない、その指導の中に
大きな誤まりと欠陥があるのではない
か。私はそういうことで非常に、文教
委員の一人として、また、国民の一人
としても深い憂慮の念をいだいてい
るものでございまして、ときたままけ
さの新聞の報ずるところによりまして、
いまだかつてない新聞がトップ記事で
流血の教育問題を取り上げておりま
す。これはすでに大臣も御承知であ
らうと思ひますし、また、この高知県
で行われました事件については、もうす
でに十月の終りからの事件でありま
して、このことについては当然文部当局
としても十分な調査をしてこられたと
思ふのであります。私はその間におけ
る適切な指導を欠いたためにこのよう
な流血騒ぎを起したと考へまして、非
常に遺憾にたえない次第でございま
す。特に報ずるところによりましてい
うと、重傷八名、軽傷二十名、しかも
この重傷八名の中には教員組合の委員
長並びに問題の起つておる学校の教員

七名が入つてゐる。しかも重傷を負つ
た状況を見ますと、教育父母会議の会
長初め全員約三十人が酒を飲んだ上、
トウガラシの目つぶしや火ばち、消火
器を投げつけて一時間わたつて集団
暴行を加へた。大臣としても、当然こ
の教育父母会議といふものがどうい
う成り立ちで起つてきたかといふこと
はよく存じてゐるはずであります。私
もよくやこの教育父母会議が暴力団
体であらうとは実は知らなかつた。そ
うしてそういうものの存在を今まで大
臣が黙認といひますか、認めてきたとい
ふことはこれはまことにゆゆしき事
態であると思へざるを得ません。

まずお伺ひしたいのは、こうした父
兄の暴力行為を大臣は勤務紛争に關連
してどのように考へておられるか、ま
ずその点を承わりたい。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 勤務問題
の他の問題に關連いたしまして、地方
でいろいろ紛争を生じておりますこと
はまことに遺憾に存じております。こ
にその紛争の間に暴力がたがはれる
といふようなこともまづ残念なこと
と思ふのであります。かりに争ひが
あるならあるでお互いに穏やかに物
事を進めていくつもりでいたし、こ
ういふことが私の心から念願とする
ところでございます。最近そういうふう
な報道を耳にいたしました、非常に遺
憾なことと思ひます。ことにけ
さの新聞によりましては、日教組の小
林委員長も負傷せられたといふよう
な報道に接しまして驚いたわけであり
ます。同時にまた大へんお気の毒にも
存じた次第であります。かような暴力
だといふものは、いかなる場合にお
きましてもしは避けなければならぬこ

とであります。そのこと自体を是認す
る理由は少しも私はないと思ひます。
願わくば各関係者が冷静な状態に立
返つて、問題を平和のうちに解決して
いくように努力してもらいたいと思
ふのであります。高知県の問題につ
きまして、しばしば私も話は伺つてお
ります。もちろん文部省からも人を出
しまして実情調査をさせたこともござ
います。県の教育委員会も督促いた
しまして事態の平穏化をはかつて参
りまして、かように考へてゐる次第
であります。これは教員組合側とい
ふ、父兄側といふ、お互いに冷静な
態度でもつて物事を処理していく
といふことが私の心からなる念願
でございます。

○坂本昭君 大臣は、はなはだ遺憾
であるといふことの御意見は申し述
べられましたが、冷静になつていただ
いた。――当事者が冷静になることを要
求しておられるようでありまして、つ
まりその冷静になれないところにやは
りこの問題があるのです。そうしてそ
れは何も高知県のこの山の中の人た
ちが――高岡郡仁淀村の森といひま
す。――相当の山の中でありまして、
が、この人たちがきわめて野蠻な人
たちだとは考へないものであります。私
だとは私は考へないものであります。私
も現地の人たちと話し合つたこともあ
りますし、いわば純真な人々だと思
ひます。ただこの人たちが冷静にな
り得ない、そういうこと、私はまづ
為をするに思ふのであります。こ
ういふ山の中の純朴な人たちのみ
なれば決してこゝろがこゝろはまし
せん。しかし、父母会議を結成させ
たところの裏、さらにまた高知県にお

ては自由文教人連盟という組織があります。これは大臣としては民主的な教育を促進するための有力な協力団体とお考えになっているかどうかは私は存じませんが、こういう裏があるがゆえにこうした流血の惨事を頻々として続発してくる。私はそう認定せざるを得ないのであります。でありますから、その原因について、ただ冷静になつてくれということじゃなくて、原因についてどういふふうにお考えになられるか。そうしてまた私はその裏がある、その裏を断ち切らなければ教育の中立性というものは守れないと思う。そういう点で、こういう自由文教人連盟という教育に対する協力団体、こういうものをどう考えておられるか御説明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(難尾弘吉君) 自由文教人連盟が教育のことをいろいろ心配いたしましたして活動しておられるということ、私は承知いたしております。別にこれが不都合な団体とも考えてはおらないのであります。何か不都合な事例でもあれば別であります。私としては今格別不都合な団体である、あるいは暴力的な団体である、さういふは承知いたしております。また、父母会議についても同様であります。今お話のように、確かに冷静になれといつても原因があるじゃないかというふうなこともこれは原因があるかと思ひるのであります。私はお話になりました高知県の森小学校と申しましたかの事件のごときも非常に遺憾な事案である、かように考えるのであります。何がゆゑに善良なる森の住民諸君がそういうふうな状態になつたかというふうなことも、これは一つ考えなければならぬ問題

だと思ひのであります。お互いに勢いのつるところ、ついさかしの激しいということになりがちなものでありますけれども、私は森小学校の事案は私の承知いたしておりますところによりれば、学校の教職員諸君がその要求を貫くために、いわゆる職場放棄と申しますか、教壇放棄というふうなことをあえてする。それをしてくるなというふうなことの話がだんだんこじれてきて、こういうふうな状態になつてきたのじゃないかと、教職員諸君がいろいろな要求を持つということとをかれこれ申すのじやございせんけれども、やはり職場を大事にしてもらいたい、教壇の放棄というふうなことは避けてもらいたいということとは、前々から私の申し上げておるところでございます。

○坂本昭君 今大臣の言われたこと私も十分理解ができるのであります。さうしてこの森小学校の問題というものは、十月二十九日からずっと続いているところの父母の同盟休校の問題であります。このことについては自由民主党の方からも調査団が行かれたは

ずであります。それからまた社会党からも調査団が行つております。さうして今大臣の言われた通りに、なるべく冷静にして話し合いによつて解決しようということでも事態は十一月の終りから十二月の初めにかけて次第に平静になつてきておつたのであります。ところが、その平静になつてきて話し合いのできるふうになつてきているにかかわらず、なおかつこうした流血の惨事を起す。むしろ私は、これは文部当局あるいは県教育委員会当局のきわめて事務的な怠慢もかなりあると思ひのであります。といひますのは、単に感情的にどういふと、今大臣の説明に對して、若干委員各位からいろいろと応援の言葉もあつたやうでございますが、私は一番大事な点は、文教行政の筋を通して、いろいろと事務的に間違つておる、その間違つておる原因は、いろいろと感情の興奮によるものもあるであらうが、さういふ点を明らかにすることが平静にさせる第一歩だと思ひのであります。従ひまして、さういふ点で私の考えるところではこの十月二十九日から同盟休校そのものには、この純真な父兄側の人たちからすればやむにやまれない点も私はあつたと、その点は私は推察できるのではありません。従ひまして、えんえん一カ月以上も越して、なおかつ事態の解決されない点には、私は二つの問題点があると思ひます。それは未解決になつた二つの点がそのまま放置されたためにいよいよいつまでたつても解決されない。さうしてさらにこういういふゆる流血騒ぎになつたのであつて、その第一点は、十月二十九日から約三百四十名くらいの子供たちが同盟休校、休

んでおるのであります。それに対して、二十三名が非同盟休校で正規の授業を受けているのであります。ところが、いわゆる盟休組が校舎を二つに分けまして、そのうちの東校舎を一つと使用してゐる。その盟休組の校舎管理が、一体これが正当であるかどうかということに對して、事務的なはつきりした指示が行われていない、これが第一点。もう一つは、こうした盟休組の子供たちに対して、父兄は六人ないし七人の教師を、教師と名づけていかどうか、これは県教育委員会が任命したものでありませんから、教師といえないと思ひますが、臨時に雇つた人によつて教育をやつてゐる、いわば補習教育をさせてゐる。この補習教育を正規な教育と認めるか認めないか、さういふことに對する正しい指示を行なつていない。この二つの点に問題の解決が結局延引せられる。また、そのためにこうした流血騒ぎも起つてくると私は考えざるを得ないのであります。この二点についての大臣の意見をお聞きいたしたいのであります。特にこの盟休が長くなつて、進歩あるいは卒業の問題という非常に深刻な問題が起つてくるのであります。私たちはこれについて深く憂慮するものであります。その二点についての大臣の御説明をいただきたいのであります。

○国務大臣(難尾弘吉君) 私は、この今お話しになりましたような点も確かに考えなければならぬ問題と思ひます。さういふ問題については、地元の教育委員会においてそれぞれ指示いたしておることを思ひのでございまして、ただあの事態を想像いたしてみますという、さういふふうな一体こと

で片づくのかどうかという点に憂慮いたしておるわけでありまして。問題は、学校の教職員諸君が、地元からすつかり信頼を失つてきたところにあるのじゃないか、さういふ点がやつぱり合せて考へて参りませんといふと、事態は容易に解決つかないのじやなかろうかといふふうに心配をいたしておるわけでございます。願わくはすみやかにさういふ点において、つまり基本的なところで問題が解決するなごやかな状態になつてくるということをやりますといふと、法律的にあるいは事務的にいふと、あつたところではなかなか解決が困難じやなかろうか。その村の教育委員会につきましても、また、県の教育委員会につきましても、いろいろ努力し、あつせんをしましても、なかなか解決がつかないといふふうな状態に今日あるやうでございますが、その点について、さらに勉強いたしまして検討を要するところがあるのじやないか。いづれにいたしましてもお互いの感情が非常にこつておる。これを解決しなければ、なかなか事実問題として問題は解決しない、理屈はどやうありましても、あるいはまた法律上はどうありましても、そこらの点が非常にむずかしいところになつてきているのじやないかといふことを心配をいたしてゐるのであります。

○坂本昭君 二つの質問に対する返事をして下さい。
○国務大臣(難尾弘吉君) 今のお答え申し上げました。
○坂本昭君 私は二点申し上げたのですが、つまり校舎の管理を行なつてゐるが、これは不当ではないか、合法的

ではないじゃないか、その点が一点と、それからもう一つは、補習教育これは正規でない、つまり合法的でない教育ではないか、この点を明らかにしたい。それについての御所見をお伺いしたのです。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 校舎の管理の問題でございますが、この点につきましては、局長からお答えいたさせます。それから同盟休校側の、今の学校教育というものは、これは正規の教育でないことは間違いないと思います。もちろん正規な教育であるとは私は考えません。きわめて異常な状態で事実上教育が行われているということとして見る以外はないのじゃないかと思ひますが、そういうふうな問題が解決、その点が明らかになれば問題が解決するといふ仰せでございますけれども、私はやはりその根本に、先ほど申しましたような、現在の学校職員と、それから地元側との間に信頼感が回復するといふことがないと、なかなか解決は困難じやなかろうかというので心配をいたしておるわけでございます。

○政府委員(内藤三郎君) ただいまお尋ねの校舎の管理の問題でございますが、学校の校舎の管理権は教育委員会にあることは御承知の通りでございます。で、教育委員会が学校長に事実上の管理をおまかせしておるところもございまして、本件の場合につきましては、村の教育委員会が事実上承認しておるといふ形になっておるわけでございます。この辺も先ほど来大臣からいろいろお話がございましたが、その裏にいろいろ問題がございまして、私ども大へん遺憾に思つておるのでございます。

○坂本昭君 文部当局は遺憾に思ふばかりであつて、どうも大事な教育の中立性、そしてこの大事な子供たちの教育を守るということについては、あまり積極的でない点は遺憾に思ひます。第一に、大臣は地元の教員が信頼されてないという事実を指摘せられて、私もその点についてどういふことになつた点には遺憾だと思ふのです。従つて教育の本来の目的からいへば教育者が信頼されるような関係をお互いに作つていかなければならぬ、それには文部省も何か信頼されない教師の存在を助長するような言論を吐かれてはならぬと思ふのです。私はそのためにはまず当面するきわめて事務的な問題、この点を解決することを通して私は教育者といふものの信頼が回復されていくと思ふ。

あなたたちは日本の教育者が全部全国民に信頼されないようにどんどん推し進めていく、そういうことを私は願つてゐるんじゃないと思ふのです。私はもちろん労働組合の關係とかいろいろな点を別個にして、今の教育者が國民からだんだん離れていくような教育のあり方というものはきわめて残念だと思ふ。だからそれを食ひとめるには、あらゆる努力をすべきだと思ふ。そのうちには今の二つの点、地教委が承認しておる、黙認をせざるを得ないような状態は遺憾である、それは文部省が放置しておるのでは私はなほ残念だと思ふのです。もつと積極的にこれを解決するために、これはいけな、黙認してはいけな、すべからず一緒にいけな、そういう明確な指示を与えないといふと、私は山の中の素朴な人たちは自分のやつて

おること、それから子供たちは十分卒業もでき、進歩もでき、そうしてさらにこゝろいふ意見もあるのです、自分たちの子供を教へておる六人か七人の雇つてきた先生たちはそのうちには正式の教師として任命されるだろう、そういうふうな期待を持っておるのです。これは私は基本的に間違つた、誤まつた期待であつて、そういうことは間違いだといふことをさとしてやるべきです。そうして信頼されてない教師があるならば、なぜ信頼されてないのか、そういう点もあなたたちは教師に對しても説得し、また素朴な村の人たちにも對してもこゝろいふ乱暴な行動をやつちやいけない、あるいは暴力はやつちやいけない、そう言ひべきであります。今の文部当局の話を聞いておれば、あなたもやむを得ないことであつて、この教育父母會議の暴力団的行動をあつかもは認めてゐるのかとよく私には感じられる。これは一体、そういうことで日本の教育といふものは正しく、そして中正に行われ得ると、そういうふうな文部大臣は考へておるのですか。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 父母會議の暴力行動を是認するかといふふうなお尋ねでございますが、私はいかなる場合においても暴力は是認いたしません。まことに残念なことだと思つておられます。ただ問題は、坂本さんが仰せになるように、いろいろ教育委員会としても努力はしておることと思ふのでございます。なかなか容易に解決がつかないといふことでやきもきいたしておるのが今日の状況であると思ふのであります。決して文部大臣はこの状態がよいと考へて放任しておるといふ

ものではないと思ひます。やはり地方の教育委員会のそれぞれの責任者において事態收拾のために努力してもらいたいと思つてゐるわけでございます。ところが、それがなかなか思うやうにいかないといふのが今日の深刻な小學校の状態ではないかと思ふのでございまして、何とかそれを解決するためにはやはり根本的には教職員と地元の住民諸君との間に従来ありましたような信頼關係が回復せられ、お互いに平靜な心持になるということが先決の問題ではないか、こゝろいふに私は考へておるのでございます。

○大谷實雄君 関連して。けさの新聞を私も見まして、非常に日本の教育界のために悲しむべき事態だと実は非常に心配をいたしておるのであります。今いろいろお話がございまして、こゝろいふ流血の惨事を引き起すようなことになつたのは、何か一方的に教育父母會議なり自由文教人連盟なり、そういう力があの騒動をさせたんだといふような御発言がありました。私どもは純真な村の人たちにまでこゝろいふような惨事を引き起させるような事態を起しておることは容易ならぬことだと実は思ふのであります。教壇を放棄して動評反對闘争に終始しておるといふような事態は、私ども一体日本の教育者の師道が確立をされておるかといふ点につきまして非常に憂慮を感ずる点であります。先般来すでに二カ年にわたつて各地で教育問題をめぐつての反對闘争騒ぎが起つておりますが、私どもは先生といふものは七尺去つてその影を踏まないといふような尊敬の念を持つて常に居るのであります。この年になつても私どもは先生の

恩はそれこそ山よりも高いと実は考へておる。そういうふうな國民から尊敬さるべき先生がねじりは巻をしてすわり込みをやつたり、あるいは腕を組んで貧乏ゆすりとか何か知りませんが、スクラムを組んでやつてなさるといふふうな事態が一般の世人、ましてや教育を受けておる学童たちに与える印象といふものは、私は一生拭い去ることのできんようなおそろべき印象を与えておると思ふ。そういうようなことをあえてしてまで反對闘争に終始をしておられる一体そういう先生方の反省がなされぬといふことがこの高知県のまことに悲惨な状況を生み出したのだと思ふ。従ひまして、私どもは先般の群馬縣の問題にいたしましたも、今日のこの事態にいたしましたも、この機会におきまして私どもは文部大臣がより一そう強く日教組の反省をこの際求めていただきたい。そして日本の教育といふものが健全に第二の國民が養成できるやうに、一つ全国の各教育委員会に對して、強力な動きができるやうな要請をしていただきたいと思います。私は今日の事態といふものはまことに悲しむべきことであつて、今承わりますといふと、一方的に文教人連盟とか父母會議とか申しますけれども、純真なる父兄がああいう暴力をたたきつけるを得ぬといふ、その根本原因を顧みますときに、教育者の諸君はこの機会において十分な反省をして、大事第二國民をあずかつておるのだ、日本の将来をなす子どもたちをあずかつておるのだ、こゝろいふ教育者としての認識の上に立つた行動をとつてもらわなければならぬと思ふ。それに対して、私は文部大臣として実情を諷

査の上に、強くこの際日本の師道の確立についての御意見の御発表をいただくことがきわめて妥当だと思つて、それについて文部大臣の御所見を承わりたいと思つてます。

○国務大臣(尾崎弘吉) 勤務評定の問題を中心にいたしまして、激烈な反対闘争が各地に巻き起りまして、その勢いのおもむくところ、あるいは教壇の放棄というふうな悲しむべき事態が生じておるわけでございます。これにつきましては、もうすでに長い間、実は口がすっぱくなるほど私は申したつもりでございます。何とか早く考え直してもらえないものか、反省してもらえないものかという心持で今日までやつて参つた次第でございますが、地方地方によりまして依然としてそういうふうな事態があるという事は、心から悲しんでおるものでございまして、今お話を点につきましたも、考えないわけではございません。十分頭に置きまして今後善処して参りたいと思つてます。

○坂本昭君 先ほど大谷委員が関連質問をされましたが、高知県の実情をお知りになつておられないように思ひますので、その点はなほ遺憾に思ひます。高知県の実情は、教師の方もいろいろと深く反省しております。それからまた、十二月の初めにはいろいろと父母たちとも連絡を緊密にとつていくというふうな態勢も積極的に組んでおるのであります。私はこうしたときにおいて、なおかつこういふ流血の惨事を起したところ、先ほど指摘しました二つの事務的な問題があまりに長く延引してある。私はこれを解決していけば、今のこつこつ痛ましい事件を引き起さないで防ぎ得た……と

もちろんこの十二月の初めにやるという事は困難だつたと思ひます。しかし、十二月になつたらもうできると思ふのです。この点について、私はもう一ぺん確認しておきたいと思ふのです。この校舎の不法な占拠について、先ほど内務局長は、地教委が黙認せざるを得なかつたやむを得ない点があるであらうというふうなことを言つておりましたが、そのやむを得ない点が大體一月月ぐらゐりすればやはり私は去つていくと思ふのです。もう去りつづける現に段階なんです。だから、この点をどうしても明らかにしておく必要がある。先ほど来の大谷並びに局長の御答弁によると、これはやはり校舎の占拠は不法なものである、正しいものではない、そういう点は明らかにされたとは私は確信します。それからもう一つ、その補習教育も、これは不正規のものである、これがよいものであるとはどうも認められないという事は、大臣も言つておられましたが、この二点をばつたりするということは、現在次第に先鋭化しつつある人たちに對して、ああそうかという点で、そこに私は平穏な心を持つ機会を与えようと思ふ。この二点を私はこの際確認をしておいて、さらに次に申し上げたいことは、先ほど大谷委員は父母會議の暴力をあたかも是認するやうな若干の御発言がございましたし、どうも文部當局もそういう考えがかなり強ひように思ふ。私は自由文教委連盟は、必要な点があれば大臣も認めて、そして教育上の協力を仰ぐこともいいでしょう。しかし、少くともこうした二十八名という重傷、輕傷を作り、さらに二人の教師が行方不明である

と、こういうことをだれがやつたか、これは父母會議でやつたという事ははつきりしておるのだから、この点をはつきり認識して、悪いことをしたときには悪いことをしたというのをやはり認めなければ、法律というものはなくなるのです。だから、この点は皆さんとしても、また大臣としても、この高知県の森小學校にあるところの父母會議の行動ははなはだ常軌を逸したものである、かかることをするならば、これは当然解散しなければならぬ、そういう明確な態度を私はとつていただきたいのです。そうしてさらに、教壇を放棄してまでも勤務反対をしているその真意は一体どこにあるか、なぜそれまでもして反対せざるを得ないか、それほどこまでいやなものを要するに強制していかうというところに私は問題があると思ふのです。そこで、高知県の実情は、十二月の十日に締め切りになつたのですが、提出されたところのものは二・八%にすぎない。さらに三十数カ所の地教委は勤務評定の提出の延期あるいは見送りというふうな態度に出ているのであります。このことについて文部大臣は、各都道府県の教育委員会、あるいは地教委で、それぞれ自主的な立場で教育の問題を考へて、こういう結果——高知県の場合はわずかに二・八%しか出されてない、それに対して文部大臣はどういうふう

に御判断なされますか。

○国務大臣(尾崎弘吉) 森小學校の狀態はまさしく異常な狀態でございまして、決して正常な狀態ではございせん。學校の校舎を使つてゐるということは不法占拠であるということでございますけれども、一がいになら占拠

ときめつけるわけにもいかないやうな点もあると思ふのであります。いずれにいたしましても、正常ならざる狀態であるという事は、これは間違いないでございます。すみやかに正常な狀態に歸ることを私も希望いたしておるわけでございます。

また、暴力の問題でございしますが、私は先ほど申しましたやうに、いかなる場合においても暴力は是認できないのであります。これはだれがやつても同じことであります。父母會議が一体父母會議として暴力を働いたのか働かなかつたのか、その辺の事情はつまりらかにいたしませんけれども、私は、自由文教委連盟にいたしましては、父母會議にいたしまして、何ら直接の關係を持つてゐるものではございせん。しかしながら、これが暴力團體であるということには私は全然考へない。正しく教育のことを憂へて働いてゐる團體のやうに思ふのであります。が、地方の一部にさうなことがあつたといふならば、おそらくそれぞれの團體においても善処せられることだらうと思ふのであります。決して是認するものではございせん。

それから、今の高知県における勤務評定の問題でございすけれども、私がこの勤務評定の問題について教職員諸君にどういふ方を望んでゐるかという点については、もうすでによく御承知のことであると思ふのであります。勤務評定問題について個々の教職員諸君がいろいろ意見を持つ、あるいは反対意見を持つという事は、それはあるであらう。あるであらうけれども、正当な手続によつてこの勤務評定を進めようとする場合

に、その手段方法を選ばず、是非もなく実力をもつて反対するといふやうな態度は、私にいたしましては容認するわけには参らないのであります。同時にまた、その反対闘争をやるために暴力でやるというやうなことは、これはもつてのほかのことではあります。これはいふことも、是認するわけには参らないのであります。さういふ意味におきまして、教職員組合の諸君のこの勤務評定の実施についてのあの反対闘争の姿は、どう考えまして私は適当でないと思ふ。すみやかに一つ考え直してもらいたいというのが、最初から今日まで引き續いて持つてゐる私の考え方でございます。

なお、高知県の勤務評定の提出の状況がまだ不十分である、十分でないという事は、いかに評判が悪いといふことを物語るものであるといふやうな御趣旨のお話であつたと思ふのであります。あるいはさうかもしれませぬ。あるいはさうかもしれないが、しかし、私は高知県の状態を見ました場合において、あの勤務評定の提出状況が悪いとか、あるいはこれが実施を延期したとかいふことは、必ずしも正常な姿のものに於いてさうなことに必要ならなかつたのではなからうかと思ふのであります。実施の延期につきましても、果してそれが正常な、平穏な状態のもとに延期せられたものであるかどうかというふうな点について、問題はあります。もう少し、かようないわば行政事務でございす、こゝろにふふやうなものがすらすら行われるやうにせよといふと思ふのであります。これが進行を阻止するためにはど

んな手段でもつていこう、こういうやり方だけは一つ改めてもらいたいと心から念願をいたしておきます。

一人に任命されたんです。そして、この人は自由文教人連盟の幹部でありま

す。そして、この自由文教人連盟と県

の教育委員とはかなり密接な結びつき

を持っていますのであります。いい意味

で、この森の場合は、これは別としま

す。そして、この自由文教人連盟と県

の教育委員とはかなり密接な結びつき

を持っていますのであります。いい意味

で、この森の場合は、これは別としま

す。そして、この自由文教人連盟と県

の教育委員とはかなり密接な結びつき

を持っていますのであります。いい意味

で、この森の場合は、これは別としま

す。そして、この自由文教人連盟と県

の教育委員とはかなり密接な結びつき

を持っていますのであります。いい意味

で、この森の場合は、これは別としま

す。そして、この自由文教人連盟と県

の教育委員とはかなり密接な結びつき

を持っていますのであります。いい意味

で、この森の場合は、これは別としま

す。そして、この自由文教人連盟と県

の教育委員とはかなり密接な結びつき

を持っていますのであります。いい意味

で、この森の場合は、これは別としま

す。そして、この自由文教人連盟と県

の教育委員とはかなり密接な結びつき

を持っていますのであります。いい意味

で、この森の場合は、これは別としま

す。そして、この自由文教人連盟と県

の教育委員とはかなり密接な結びつき

を持っていますのであります。いい意味

で、この森の場合は、これは別としま

す。そして、この自由文教人連盟と県

の教育委員とはかなり密接な結びつき

を持っていますのであります。いい意味

で、この森の場合は、これは別としま

す。そして、この自由文教人連盟と県

の教育委員とはかなり密接な結びつき

を持っていますのであります。いい意味

で、この森の場合は、これは別としま

す。そして、この自由文教人連盟と県

の教育委員とはかなり密接な結びつき

を持っていますのであります。いい意味

で、この森の場合は、これは別としま

す。そして、この自由文教人連盟と県

の教育委員とはかなり密接な結びつき

を持っていますのであります。いい意味

で、この森の場合は、これは別としま

うかといふことは、なお検討の要がございませうけれども、実情としては、できるだけのことをやりましたようにございませう。

なお、御参考まででございますが、校長さんと宿直の先生ですか、二人のありががわからなかつたといふことでございませうが、今私の出がけの連絡では、校長さんは、自分でその場をのがれてと申しますか、立ちのいて、郵便局長の自宅で休んでおられる。それから中内という教師は、高知市の平田病院に入院中のご様子でございますから、拉致されたという者はないようにございませう。

なお、ただいまのお話で、県警の中に何と対策本部というのができていふというお話でございますが、これは、係としてはあるいは存じておつたかも知れませんが、私としては初耳であつて、これは、何も作ること自身決して悪いことでもないんで、ああいう問題のある所では当然作るものでございませうけれども、これはわれわれの指示によるものではございませう。

以上お答えいたします。

○坂本昭君 そういふ本部を県警の中に作れば、当然警備上の目的を持つて作つたと思う。しかも、それを作つておいて、こういう大きな流血騒ぎを未然に防ぐこともできないといふことは、（「だから警備法が必要なんだ」と呼ぶ者あり）それは、警備法を改正しなくても十分できる。（発言する者多し）

○委員（長）（竹中勝男君） 御静粛に願います。

○坂本昭君 特に、高知県の実情につ

いて、先ほど大谷委員ははなはだ認識を欠いておられる点を私は遺憾と思つたのでありますが、全体的な動きはずつと平静になつてゐるのです。そして、まあ、いわば動静反対闘争といふのは、十二月の十日の締め切りによつて一応一段落をしてゐる。そういう格好で、そういう点で非常に平静になつてゐるのです。平静になつてゐるところに、ことさらに県警の中にそういう特別な本部を作つたり、そうすること、私はやはり一つの刺激を作つてゐるのじゃないかと思ふ。だから、そういう点は、警察庁としては、この趣旨を高知県の県警に対して明らかにすることを命じて、せつかく作つたなら、警備上の使命を果すように、（「だから警備法が必要だ」と呼ぶ者あり）そしてそのために、問題をさらに紛糾させるような警備のやり方は、私ははなはだ不都合であると思ふのであります。

○政府委員（江口俊男君） 御質問でございますが、御意見でございますか、わかりませうけれども、平静になつてゐるというところでございませうけれども、かつてより平静になつたという状態はありませうが、最近におきまして、いろいろな事案がございませうので、そういう本部を作つておられますことは私適當である、こう考へております。しかし、作りまして、これは、動評賛成、反対の両方を通じまして、いかなる事件をも未然にこれを防止できるというものでございませう。そのことには一生懸命になつてはおりますが、今申し上げたような事情もございまして、手が届かなかつたという点を御了承願ひたいと思ひます。

ただ、昨日の会議におきまして、あるいは県教組の方々から、日教組の委員長が見えて問題の仁淀村の方に行かれるから、問題があつては困るから連絡するといふようなことも、これは実際にあつたかも知れませんが、かりにございませうれば、非常に警備的にも事前にまあできるだけのことができたろう、連絡があつたかどうかをどうもかにかにしないで申し上げることはどうかと思ひますけれども、私はおそろくなかつたのじゃないかといふふうに考へますので、将来は、そういう際には本部に御連絡をいただいて、（笑声）われわれとしてもできるだけのことをいたしたいと思ひます。

○委員（長）（竹中勝男君） 湯山君。（「ほかに回せ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）坂本委員の質問があつて、それに対しての関連質問を先に取り上げておる。（「ほかの方も聞きなさい」と呼ぶ者あり）発言するときに、発言してゐるときに、質問者は「関連」と言つて下さい。だれも言わないから、「関連」と言つて下さい。（「きょうは動評をやるんだから、みな関連ですよ」と呼ぶ者あり）はつきり、関連なら「関連」と言つてもらわないと、一人が質問してゐるのだから。（「みな関連だよ」と呼ぶ者あり）いやいや、その質問してゐる人に対する関連だ。（「何時間やつてゐるんだ、ほかに回せ」と呼ぶ者あり）よしよし。（「ほかの党には少しもしゃべらぬ」といふことはいかぬ」と呼ぶ者あり）よしよし。（笑声）

○湯山勇君 大臣にお尋ねいたしますが、先ほど坂本委員に対する御答弁を承つておりますと、非常に遺憾だといふ意思表示はありましたけれども、どうするといふことについては一向お触れになつていないので、私はその点をお伺ひしたいと思ひます。それは、文部省から現地に調査に人を派遣されたといふことを言つておられましたが、一体現地に行つた人は何をやつてきたか。それから、今こういう状態を放置できないといふことも、これもはつきり言われたところであつて、そうだとすれば、一体どういふふうにしていこうとおられるのか。自然におさまるのを待つといふことでは、文部省の責任者として私は不適当、と教育行政の責任者として私は不適当、と、言葉は悪いかも知れませんが、それじゃ、工合が悪い、こう思ひますから、一体、大臣としてこの問題を解決するために、どういふ手段、どういふ方法をおとりになるか、これはもう研究にならなくてもおわかりになつてゐることだと思ひますので、お伺ひいたしたいと思ひます。

○国務大臣（尾崎弘吉君） 文部省として何か措置をとつて、それで十分に解決するといふふうなまい処置ができれば、言ふことはないが、なかなかそう簡単には参らない事態ではないかと思ふのであります。また、いたずらに東京からこれ指図がましいことを言うといふことも、これはよほど考へなければならぬ問題でございませう。どこまでも、地元の教育委員会なり県の教育委員会、その辺で事態の收拾について努力していただきたいと思つておるわけでありませう。文部省は、その意味におきましては、補助をいたしておるわけでありませう。格別、こうすればこうなるといふふうなまい処置を私は持ち合はしておらない。もしあれば、むしろ

んそれをやるわけでありませうけれども、ございませう。また、そう簡単に文部省の行政措置で解決するような問題とも思ひないであります。要は、やはり先ほど申しましたような心持で十分地方の方が善処していただきたいといふことを念願してゐるわけでありませう。

○湯山勇君 文部省の調査に行つた人の調査の結果が、今大臣の言われたような点にあつたのかどうか、これを一つお伺ひしたいと思ひます。それから同時に、文部省としては、県の教育委員会なり、それから地元の教育委員会なりに對して、やはりこのままほつておくといふことではなかつた、たとえば、正規の教育が行われていない、つまり、公務員でない教師によつて教育されてゐる、その教育の責任はだれが持つて、こう考へて参りますと、その責任はやはり教育委員会、ひいては文部大臣にあると思ひます。そういうふうな参りの責任も、これは大臣としてはお考へにならなければならぬので、自然におさまるのを待つといふのではなくして、私はこれをもう少し、今、じゃあ積極的な調査をするとか、あるいは教育委員会に對していろいろ相談をするような方法は、それは今直ちに名案はないにしても、名案を生む努力は重ねなくやらねばならないと思ひます。これは調査に行つた人の意見と、その点に對する大臣の御所見、この二点をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣（尾崎弘吉君） 文部省から調査に参りました調査の状況につきましては、局長から申し上げていただきたいと思ひますが、結論をいたしまし

では、私、ただいまのところでは、先ほどお答え申し上げましたようなことに尽きるのであります。決して、この県の教育委員会、市あるいは町村の教育委員会が遊んでゐるわけではない。やはりこの問題につきましてもはそれぞれ努力はいたしておるところであります。幾ら手を尽しましてもなかなか思ふようには解決できないという、深い根のある争ひになつてきておるのじやなからうか、かようにまあ考へておる次第でありますので、やきもきはいたしておるもので……責任のことでございますが、もちろん教育に關する問題でございますので文部大臣に責任ありといふことでは、私甘んじてその責任を受けるつもりであります。ただ私はその責任を果す身としては、もちろん問題の解決の方向に向つて努力する、それが私の責任である、こう考へておる次第であります。

○政府委員(内藤三郎君) 文部省から調査に行きましたのは、一つは高知県の全体の教育行政の問題もございまして、また今お尋ねの森小学校、あるいはこの前の安芸高等学校の学生問題、こういう問題が実はございまして、実は森小学校の問題につきましても、その原因がどこにあるのかという点がまず第一の問題でございまして、これは先ほどお話ししましたけれども、当時二つ私どもは重点的に考へておつたのですが、一つは、六月二十六日の教職員の一斉休職をしたのに対して、今後は闘争のために子供を犠牲にしないという誓約書を教員と父兄が結んだわけですか。このことについて十月二十八日の闘争については、事前に父兄との話し合いをしたけれども、了解に達しないままに教職員多数が全日休職に参加した。これがために父兄が怒つて、今日のように二十九日から父兄は学校の教育を拒否した。これは一方的に教職員が誓約を破棄したというところに原因があるのじやなからうか。ですから、この不信感というものを除かなければならぬ。

それからもう一つは、お互いの間で、先ほど来大体平穏にもどつた、これは確かに平穏にもどつたのですが、その当時、十一月の初めにオルグ団は入れないようになつたといふことをお互いに結んだ、といふことは、双方が平穏にこの問題は解決しようといふことにした。お互いにオルグ団を入れますと、どうも感情が激昂してくる。この点についても組合側が三十名のオルグを入れたといふことがその後あつたので父兄が怒つた、こういふように報告しておる。ですから、一つは教職員と父兄の間の信頼感が根本的にうまくいっていないのではないかと、それから一つは、オルグ団が入り込んでいふにこの事態の紛糾をしてゐるのではないかと、で、当事者だけの事態の円満な解決を私どもは念願をしてゐるし、県の教育委員会にもそういう指示をしてゐる。ところが、県の教育委員会は、実は御承知の通り安芸高校の事件で教育長も倒れ、次長も倒れ、教職員も入院してゐるというふうな非常な異常な状態でありまして、実はすみやかに森の小学校につきましても解決するように、たびたび私どもの方では要請をいたしておるのです。ですから、この問題については、できるだけ外部の者が入らない、そして、教育委員会と教師と父兄と、この直接の関係

者だけで私はずみやかに解決していただきたい、こういふことを強く要望しておるわけでございます。

○坂本昭君 ちよつと今の……そうすると、文部当局としては地域の、高知県の自主的な措置に一切をまかせる、そういう態度でやつておられるわけですね。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 自主的に解決せられることが最も望ましいと思つておるのであります。また当局の方で、遠い所からこれ指図がましいことをするよりも、まじめにその地方の方の責任者が事態の收拾に當つていくことが一番望ましい姿ではないか。その意味で何とか早く解決してほしいといふことを始終申し上げておるのであります。今局長のお答えを申し上げましたような状況でございます。

○常岡一郎君 一波万波を呼ぶといひますが、きよりの新聞を見て実に驚いたものであります。これが波及するところ非常な、精神的の波及は、もちろんであります。形の上においても、また各地にそういう点が起るのではないかと、心配がするのですが、これに對して実は私は十二月の四日でありましたが、群馬県の境町の公民館へお話を参りました。講演が済んだあとで深谷の講演に行く間に時間を見て座談会をするにいたしました。聴衆の一人がたゞいまこの町は群馬県の動評問題のあらし焦点に立つておられます。校長先生を寒いのにも火もやらず軟禁して、食も与へぬ。教員側の方はたき出しまでしてあります。その姿を見て、涙なきあたわさるものがある。私はきよく決意をして、一人死ねば天下に波紋を描くのではないかと考へて、相当

強い決意をしておりますが、そういうことはやつてもいいものでしょうか、という質問を受けたのであります。非常にまじめな父兄であります。これは、その父兄の姿を見るときに、あまりに理不尽なその組合といひますか、その先生方の態度に對しては、法の命ずるままに勤めをしようとする弱い校長の一人の立場を見るに見かねた父兄の怒りといふものは、天下に満ちあふれておるものではないかと私は感ずるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)その一つが今度の高知県の事件であり、それを見た瞬間に私は群馬県の境のことを思い出したのであります。限度がすでに來ておるとすれば、各地にこういう波紋が描き出されるのではないかと。父兄の怒りは相当なものがある。たとへば道徳教育の講習会にいらしたとしても、あの講習会の妨害の姿がテレビなどで国民に見せられますといふと、その見た者からいいますと、実に悲しい姿になつております。相當の怒りを持つておりますために全国に波紋が起るのではないかと、思ひますが、文部大臣はそれに対してどういふ見通しをしておられるか。そういう危険はないとお考へになるか。この点をまずお尋ね申し上げたい。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 高知県における事態あるいはまた群馬県における事態は今日動評反対の何と申しますか、新聞では拠点闘争といふ言葉を使つておるやうであります。特にこの両県に主力を注いで反対をしますと、こういうふうな反対闘争をするといふふうな姿になつてきておると思ふのであります。それだけにまた教育の実情を心から憂へてゐる地方の住民の諸君が

これに對して憤激をしておる、こゝともいふむべからざる事実ではないかと私は思ふのであります。先刻来繰返して申し上げておりますけれども、かようなことは最も不幸なことでありま。学校の職員と地元住民の諸君とが心から互いに信頼し、敬愛し、そして子供の教育が平和のうちに進んでいくといふ姿に一日も早く立ち返つてもらなければならぬ。そういう意味におきまして私は今のやうな、あくまでもあらゆる手段に訴へて、いわゆる人権じゅうりんのことまでして反対闘争を続けていくといふふうなことが依然として今後継続するといふことになりまといふと、あるいはお話をうに他府県にもかような不測の事態が起らぬとも限らないといふことを憂慮いたします。がゆへに、何とかこの辺で一つ考へ直してもらいたいといふ気持ちで精一ぱいなのでございます。そういうことはもちろん望ましいことではございませぬ、あつてはならぬことではありますけれども、執拗にかような理不尽な反対闘争を繰返しておられますといふと、ついそういうふうな不幸な事態が起つてくるという心配は私は持つております。できるだけそういうことの起つてこないやうにといふことで、先ほど大谷委員の私に對するお尋ねもさういふ御心配から出しておるのじやないかと思ふのでございまして、私といひましたも全国の教職員の諸君あるいはまた父兄の諸君、いずれも学校教育は一番大事なところでございますがゆへに、教育を愛するといふ立場からお互いに平和な関係にすみやかに戻つてもらいたい。そのためには父兄の憤激を賣うやうな措置はやつてはし

いということを中心から念願をいたしてあります。さような頭で今後処して参りたいと思っております。

○常岡一郎君 勤務評定の問題について、相当にひどい混乱の中に、文部大臣が強く立つて所信のまゝに進まれたという点については私は非常に喜びを感じておったものであります。そこで、その点につきまして、まだ言いたいことはありますけれども、時間がありませんので、ただ私は大木というものはやはりゆすつてみてもゆれなければゆするばかりはなくなる。やはりきぜんとして所信に向つていくときに九・一五ストのあの総評指令、日教組の指令が、存外声のみ高くして実質に込められなかった姿を見ますというところ、声なき声の大きい力に制約されたものであると私は感じておったのであります。従つて、今日またやや下火になりました。警職法問題を通して盛り上げたところ、一つの力にまた刺激されたかのごとく、今日の勤務問題が各地にくすぶり始めました場合に、文部大臣があくまで強き信念を持つておられるかどうか。私は大木たる、ゆする必要のないようなきぜんとしたものを望むがゆえに、果してどうかということについて、よろめかざるようにという考え方を持つておりますが、その点について所信をお伺い申し上げたい。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 私は物事をいたします場合に、無理はあまり好まない方でございまして、なるべく無理をしないで目的を達するようにいたしていかうと考えておる次第でございまして、従つて勤務評定の問題につきましても、相当しんぼう強く今日までやつて参つたつもりでございまして、まだ勤務評定そのものに關しまして全国的に完了しておらないのであります。大多数の府県においては比較的順調に進んで参つておりますが、なお今後に待たなければならぬ府県も数府県あるわけでありまして、それにつきまして、たとえいかなる反対がありましようとも、いかなる抵抗がありましようとも、私の初一念は貫きたいと考えております。これは私個人の初一念を貫くという意味ではございせん。日本の政治、行政の上から申しまして、そうすることが私の責任であると考えております。あくまでもこの責任は果して参らなければならぬ、こういふつもりであります。

○吉江勝保君 だいぶ長いこと社会党の諸兄の御所論を聞いておりました、ようやく順番が回つて参りましたので、関連をいたしまして少しく質問をいたしたいと思ひます。

私も坂本議員の御発言にありましたように、いかなる理由があろうとも、暴力行為に及びますようなことは絶対に避けなければいけない、こういう立場に立つておられますので、高知県におきまして、小林委員長が被害を受けたというところに対しては、深甚な、何と申しますか、遺憾の意を表し、また御同情申し上げるのであります。しかし、そのことに関しまして、先ほど、その原因がどこにあつたか、父母の会というものがあつたか、暴力団であるかのごとくに御発言がありましたので、少しく私の見ておりますこの高知県の実情というものを、文部当局の御答弁をわすれまいと存じます。

この自由文教人連盟、あるいは父母の会というものが、森地区の学校の問題に關しまして、こういう事件を引き起しているのではありませんが、事件を引き起したのもやはり限度がありまして、暴力行為に及びますことは、私は絶対に反対でございまして、しかし、その暴力行為に、どうして、純真なこころい高知県の、ことに山村とか、純真な地帯における校下の人たちが、こういう事に出たかということについて、そういう面の説明が少しく足りないのではないかと。あたかも、やりました者が、全くこれは悪いのであります。突然に暴力行為をやつたやうな、天下に誤解を生みますと、やはり真相というものを誤りますので、その点につきまして私の承知してありますことを少しく申し上げまして、文部当局の御所見をお伺いいたしたいと思ひます。

先ほどちよつと話がありました、高知県におきましては、ことしの六月の二十六日に高知県教組の指令によりまして、県下の小中学校の教員が終日の教壇放棄をやつたのであります。これは高知県の教育界にとりまして初めてのことで、全県民が、全村民が、町民が、驚愕、混乱のどん底に陥つたのであります。この驚愕の結果が、いろいろなところに波紋を巻き起しておるのであります。これは坂本議員も調査に行かれましたが、榑原村西ノ川小学校におきましても、あの愛媛県境における榑原村の学校が、僻村であります。先生方を神様のように尊敬をいたしておつたのであります。ところが、この先生方が六月二十六日の一斉教壇放棄といふことを行おうといふとき、この村民が泣いてすがつて、この先生方に、授業放棄だけはやらないでくれといふことを頼んだのでございまして。ところが、当日、六月二十六日が参りますという、先生方は、高知県から回されたバスに乗りまして、村人たちが参りますその手を振り切つて、教員がバスに乗つて、一斉に教壇放棄をやつたのであります。

そこで村の人たちは、今まで信頼をしておつただけに、先生方に対する、今度はふんまんが爆発をしてきたのであります。これは、先ほど文部大臣が信頼の問題を御発言になっておりましたが、今まで絶対信頼をしておりましたが、今まで絶対信頼をしておりました先生に対して、村の人たちが信頼を失ふどころか、逆にふんまんの念に燃えてしまふ。ついにこの前の臨時国会におきまして、坂本議員が、教員住宅のくぎづけ事件というやうなものを取り上げられました。ああいうふうな村民がつかつかつて教員の住宅をくぎづけにしてしまつた。教員にやうな住宅を使つてくれるなというやうな拳にさえたのであります。しかもそれは決して、他の団体でありますとか、他の指導者がこれを扇動したのだもなければ、全く純真な村民が裏切られた、しかも、そういう先生は、自分の村にも帰つてもわななくともいいというやうな気持ちから、ああいう拳に出たのであります。これは坂本議員も御調査になりましたが、私参りました調査をしたときには、学校の十二名の先生方に全部会いました。あるいは地教委の人たち、関係の人たちにも会いましたが、特に村の百数十名の人全員に会ひまして、その気持ちを聞いたのであります。その人たちの気持ちというものは、全く先生方の信頼を裏切つたことに対する不満といふものが強いのであります。その解決までは、自分らの子供を学校に上げることは拒否するといふことを申したのであります。私はいかなるやうな拳に参りましたが、私はいかなるやうな拳に参りましたが、同僚休校といふやうな拳に出ることは避けるべきだと言つてなだめたのであります。が、なかなか聞かされたのであります。が、そういうやうな事態が高知県におきまして起つて参りました。それがまた六月の二十六日の事件であります。この森地区におきましても、同じことが六月の二十六日に起りましたので、そこで村の人たちが、西ノ川の問題を申しました。これも同じやうに村民が大会を開きまして、教員に対して、以後教壇放棄をしないでくれ、という強い要望書を出しましたのであります。これに對しまして、森地区の学校の先生方が、再びこういうやうな行動をとらないといふことを確約をいたしておるのであります。父母の会もこれで納得を得まして、問題がおさまつておるのであります。ところが、その後七月の十八日、九月の十五日、あるいは十月の十四日、こういう際には半日以下の休暇闘争をやつておりました。しかし、この休暇闘争におきましては、實際上教育にあまり支障がなかつたものとして黙過しておつたのであります。しかし、校下の人たち、父兄の人たちは、非常に不満の感情を持つておつたのであります。ところが、いよいよ今度は十月二十八日になりまして、また前述の休暇を実施する、教壇放棄を

昭和三十三年十二月十六日
【参議院】

三

すことに對しても、この点明らか
にいたしておきたいのであります。

○委員長(竹中勝男君) 質問を願いま
す。

○吉江勝保君 いろいろうな事態に
おきまして、私はこの父母の会とい
うものを暴力団であり、それが単に感情
に激して暴力を加えたものであるかの
ごとくに話したくなります。ことに對し
て、私は高知県下の状況というものを
明らかにいたしたかったのであります。
一応私は事情を明らかにいたしまし
て、さらに群馬県の問題につきまし
ても申し上げたいのであります。時間
を急いでおられますので、私は実情につ
いての報告を一応この程度にして、文
部省におきましては、いろいろうな
先ほどの質問をいたしたのでありま
すが、地方の議会、あるいは全村民
というものが教育を守ろうとしてこ
ういううな行動をいたしておりますこ
とに對しての認識、あるいはいろいろ
行動に對しまして文部省はいろいろう
に、社会党の議員の方が言われまし
たように、暴力団であるかのごとくに
言われているのであります。ところが、
住民の動きに對しまして、文部省は
どういううな見方をされておるのか、
最後にそれをお聞きいたしまして
私はきよめの発言を終わります。

○国務大臣(尾崎弘吉君) 地方の住民
が、今回の動評闘争における地方の教
職員の行動に對しまして、ほんとうに
教育を心配して、そうしていろいろ行
動を起しておるという事態を認め、私
はそういう意味におきましては、森地
区における教育父母会なり、あるいは
町村会議員の諸君が教育を守るとい
ううな立場から、あるいは子供の教育

をしつかりやつてもらいたいという立
場から立ち上つたという心持はわかる
のであります。願わくはただそういう
ふうな幾ら動機はよろしくても、しか
し、暴力に訴えるというところは慎
しんでもらわなければならぬ、勢い
のおもむくところ、感情の激するところ、
あるいはそういうことは人間とし
てありがちなことであります。それ
も、それを是認するわけにいかない。
やはり今後は氣をつけてもらいたい
と思うのであります。しかし、かよう
にその小学校を取り巻く住民全体の諸
君が学校の職員を相手として戦うとい
ううな事態はいかにしても不幸なこ
とであります。学校の先生方におきま
してもなぜそういううな状態になつ
たかということにつきまして十分一つ
反省をし考へ直していただきまして、
すみやかにその信頼関係を回復するよ
うに御努力願いたいものと思ひます。

○松永忠二君 警備局長にお尋ねいた
します。今の大臣の言われたように、
教職員の暴力的行為というものの厳に
取り締まなければいけないし、同時に
父兄側の暴力行為というものの厳に取
り締るべきだと思ひます。特に教師
の暴力行為とか、あるいは法的な違反
問題については相当警察当局も厳格に
これを取り上げて処理をされておるわ
けなんです。ところが、一方の問題に
ついては現実には処理が非常におくれ
ておるのではないか、不徹底ではないか
というのを私自身現実の問題として
一、二指摘をして質問をしたいわけな
んです。

私は過日群馬県の沼田市の川田小中
学校の先生が川田の地区支所に閉じ込
められて地域の住民の人との間に話し
合いを持ち、なおその間のいろいろ問
題を起した所に参つたのであります
が、この群馬の地区において、特に川
田の支所等において教職員が早朝九時
ころから四時ころまで食事もとられな
いので一つの部屋に入れられて、そして
代表の人と話し合ひをする。一面、川
田の支所の門の所には父兄が酒氣を帯
びてがんばつておるという状態がある
わけなんです。これは人権的な問題だ
というふうな私たちが考へるわけ
です。なお、利根川の学校においては勤評
の闘争の際に教師の家族たちが地元
の圧迫を受けて、ついに地元にい
れなくて教師とともに一カ所に集ま
つたといううな事実があるわけ
です。こういううな行為が現実に行わ
れておるということを承知されておるの
かどうか。

それからまた私は、その川田の支所
へ話し合ひをし、実情を見るために国
會議員三名と参つたのであります。が、
道路へ父兄の方々が酒氣を帯びて百人
に余る人たちがいて、われわれを道路
から中へ入れないわけなんです。代表の方
々にお話をしたいといふことを言つても
それを取り次がない。それからまたそ
れだけではなくて、われわれを暴力で
押し切つて、そうしてそばの川等へ突
きのめすといふうな状態まで実は現
実に起つておるわけなんです。こういう
うな行為が行われておる。しかも、先
ほどお話によると、高知では距離が非常
にあつたといふお話をされたけれども、川
田の支所のすぐ横には駐在所がある。そ
してその駐在所には駐在員がいただけ
でなくて、当日署長に会つたところが、
警備の関係で二人の私服が派遣され
ておつた。現実に私たちが大ぜいの人

に突きのめされておるときに写真を
とつておつた方があつたので新聞記者
だろつたといふふうな考へておりました
ら、それが実は私服の警官であつた
といふ話であります。こういううな事
態が現実にあつて、これは川田の支所
だけではなくて、そういうふうな外部
から話し合ひに行つた者に対して道路
を占拠して全くそれを通さない、話し
合ひをさせないといふ現実の状態が
起つておるという、そういう事態を御
承知であるかどうか。

それからまた教職員が教壇に復帰し
たいといふところから、学校へ入りた
いと思つて行つたところが、それを教
壇に立たせない。学校の中に入れない。
これは明らかに公務執行妨害という
うなことをやかましく言わぬでも、
これは現実の事態であると思ひます。
が、そういううなうな例が事行
われておるということについて、あな
たは御承知にならないのか、あるいは
そういう事実を御承知になつておられ
るのか、その点をお聞きしたいのであ
ります。

○政府委員(江口俊男君) お答えいた
します。川田の事件といふのに当りま
すかどうか、地名の点で多少私も詳し
くございませぬけれども、現に群馬県
で捜査をいたしておられます教員と父
兄とのトラブルの問題が四つほどござ
います。このうちのどれに当ります
か、お聞き取りを願ひますが、片品小
学校の事案が一つございます。これは
土工の星野という男が子供から、学校
の先生が授業を行わぬといふのはどう
いうわけだろつたといふことを聞かれ
て、その夜学校におもむいたら、先生
がストロブにあたつていた。この人と

の間に多少口論をいたしまして、火ば
しで背中を数回たたいたといふ事件が
ございます。これは暴行罪として捜査
をいたしておられます。

次に、片品小学校の事案が一つござ
います。これは酔つぱらつた男がそこ
にすわり込み中の教員の炊事をしてお
る女の先生を追いかけたといふ事件が
ございますが、これは脅迫罪で捜査を
いたしておられます。

また沼田市におきます事件とし
て、子供の先生をどこにやつたとい
ううなことを言つて、ある暮会所で教
頭の会議のオルグと思はれる十数名が
現われまして——これは内容が少し何
でありますから詳しく申し上げませ
んが、沼田市内における事件で住居侵
入あるいは器物毀棄といふことで捜査
しておる事件がございます。

それから利根の記念館におきます
教組と家族との間で多少のトラブルが
あつて双方にけが人を出したといふ事
件について捜査をいたしておられます。
現在刑事事件として捜査中のものは
群馬県におきましては四つございま
すが、ただいま御指摘のうな事案、
たとへば歸り等を学校の先生を途中に
擁してこれを入れたかつかつたといふ問題
あるいはオルグの入門を阻止したとい
ううな事案は報告をいたしており
ます。しかしながら御承知のように、
公務執行妨害罪といふものは単にこ
れを阻止するといふことだけではなし
に、その阻止の方法が暴行または脅迫
にわたらないと犯罪にはならないので
あります。しかしながら、やはり度を
過ごせばそれになるのであるから、そ
のつど警告をして、学校の先生なんか
歸つた事案もございます。どの程度で

な点について、やはりそういう事態が的確にあつたかないかということと調べるべきものであらうと思う。その上でそういう事態が的確にあつたという場合においては、やはりこういう事例が起らないような措置というか、そういうことについてやはり善処をしていくべき性質のものだと思ふのですが、そういう点について今後の確に調べて、そしてそういう事態の起らないように防止をする措置をするということについてはお約束はできるのでございませうか。

○政府委員（江口俊男君）　まず第一点として教師が自分の学校に入らうとするやつを、父兄がこれを阻止したという事案につきましては、端的にいえば、

教師の意に反してあくまでもそれにつきまとうというか、前の方に立ちふさがるといふ状態であれば、少くとも輕犯罪法違反にはなりません。しかしながら、その阻止の仕方が暴行、脅迫にわたらなければ公務執行妨害にはなりません。従いまして公務執行妨害になりそうだとした場合におきましては、警職法の——御存じの警職法の第五条の一番初めに書いてありますように、「警告」をするということに相なつておりますので、大部分のところににおいて、警察官がそこにおつた限りにおいては、そういうことのないように警告はしているはずでございます。しかしながら、残念ながらそういう場合におきましても、現在の警職法をお読みになればわかります通り、教師の生命身体に危害が急迫しておるといふことが認められぬ限り、やはり見ておらざるを得ないというのが現在の警職法の建前でございます。だから、これは、そ

のことが非常に非常識であるというふうにお考えになる向きが多いのでございませうけれども、やはりそれは建前でございませうので、さよう御了承を願いたいと思ひます。

それから、半鐘云々の問題は、これはお話しやる通りでございませうので、おそろく県本部なり警察署なりでは、一応それが合法的なものであつたかどうかといふことについては検討をしてゐると思ひますけれども、それが違法であつたかどうかであつたかといふことの連絡はございませうので、私どもの方からも、重ねてそういうことについては気をつけ、いやしくも違法であるといふことではあれば、それは措置もしなければならぬであらうし、また将来についても戒めなければならぬ、こゝういふふうに考へております。

○松永忠二君 私、現在の警職法で制止すべきあるいは警告をすべき状態にあるから、申し上げておるわけでありませう。私たちが道路で大ぜいの者に突きのめされてゐるという状態は、これはやはり今の警職法で明らかにこれは警告をすべきであり、制止をすべき状態であると思ふ。そこに現実に警官がいて、それをしないから、私がそれを取り上げて言つてゐるのであつて、何も法律を改めなければならぬの、こゝういふことを私が申し上げてゐるわけじゃない。だからさういふ点については、私たちの言つてゐる誤りであるのかないのか、それをお調べになつてもらいたいといふことを申し上げてゐるわけだ。

その点は一歩ありますが、時間がありませんから、そのことをお答えいただくと一緒に、大臣に一つだけお答

えをいただきたいことは、非常に先ほどからお話のように、思うようにいかない。なかなか感情のもつれがあつて、思うようにいかないといふお話をあるわけでありませうが、感情のもつれを解き、思うようにいかない事態を正常に返していくためには、まず私たちは、教師が正常な状態で授業を行つてゐる事態をやはり作つてやらなければならぬと思ふ。現実に川田の地方でも、子供たちが、教師が帰つてくれば喜んで、しばらくふりに先生が来たといふので、喜んで先生を迎へてゐるという事態があるわけだ。それを父兄の人たちが、今までのことから、いろいろとそれを取り上げてゐるわけだけれども、とにかく教壇で授業をやらせ、正常な形で授業の実施をさせるといふ形を作ることが、教師がまた信頼感を取り戻すといふことにもなるし、父兄との間のいざこざもなくなつていく重要な一つのきつかけを作る問題だと思ふ。だから、私は先ほどから申し上げてゐるうちに、正常な状態で授業ができるというやうなことをやりたいといふて教師が掛けかけてゐるのに対して、それを阻止をしていくといふ、さういふ事態は、私はやはりこのもつれやあるいはどうにもならない事態をそのまゝにしておく結果になりはしないか、従つてやはりこゝういふことについては、父兄の人たちの行き過ぎを是正をしながら、教師が正常な状態で授業できるやうな状態に復讐させていくやうな努力をやはり文部省としても教育委員会としてもしていくべきじゃないか。それからあとに話し合ひといふ事態を作つて、またそのもつれを取り除いていかなければいけない

じゃないか。そのために、先ほど坂本委員から言われるやうな、事務的に正しくない事態といふものだけは整理をして、とにかく教壇において普通の授業を行へる正常な状態に戻す、そのことについてだけは、努力を文部省も教育委員会もすべきではないかと私たちは思ふので、警察の関係の方にも私はさういふ事態を作ることが正常に復讐させる重要な原因であるので、それを妨げるやうな行為に対しては、厳にやはり取締りをしていくといふやうな現場の署長の態度といふものがあつてしかるべきだと思ふ。さういふ事態に現実に私たちがあつてもかかわらず、向田といふ署長が署長室にいて、非常に、私がこゝういふところで申し上げてはならないやうな暴言まで署長は吐いておるわけでありませうが、さういふやうなことになつてはまずいではないかといふふうに私は思つておるわけでありませう。こゝういふ点についてどうにもならないといふことについて、私はやはり正常な状態に教師を戻させる、そのことについて妨げる状態について、それを暴力的にやつてゐる事態については、これはやはり戒めてやつていただく、教師の措置については文部省も相当厳格にやられてゐるのですから、外部の事態についてもやはり正常な状態に行われるやうな努力をすべきだと私は思ふのですけれども、大臣のお考えをお聞きしたいし、なお警備局長からも御答弁願ひたいと思ふ。

○国務大臣(憲法部長) 正常な状態に戻すといふことについて何も異存があるわけではございませう。なるべくすみやかにさうな状態になつてほしいと思ふのであります。今お話しになりましたやうなことで問題の解決ができるという場合もございませう。しかし、それだけではなかなか済まないといふ場合もあるかと思ふのであります。現在問題となつております事件等につきましては、なかなかさう簡単に片づかないといふやうな根の深いものがあるのじゃないかと思ひますので、先ほど来、私はまず一つ信頼感を回復してもらいたいといふことを申してゐるわけではございませう。いずれにしても、いろいろな方法を講じて、いろいろな工夫をしまして、ある町村なら町村における学校といふものが住民と先生とお互に協力して、子供の教育が行われるという状態にしなければならぬ、私はさういふやうな考え方によつて参りたいと思ふのであります。

○政府委員(江口俊男君) 私の立場としても、ただいま大臣からおつしやつたことと同様でございませうが、ただ念のために、松永議員のおつしやしました先ほどの状況について、警告も制止もできるはずだと、こゝうおつしやしますが、どうも私の受けております報告及び今のお話の模様でありますといふと、警告は当然である、またやらなければならぬ問題でありますけれども、制止はどうもできかねるというのが現行法の建前でございませう。念のために申し上げておきます。

○松永忠二君 今のお話ですが、制止ができないという理由は私はないと思ふ。それどころではなくて、現実に駐在所が横にあり、駐在の人がおり、警備の人が、私服の人が二人来ているといふ状態の中で、しかも相当長い時間さういふ事態が起つてゐる中で、道路で大ぜいなわめき声が起り、大ぜいの人が騒いでいれば、何が起つたであらうかといふやうなことで、出てくることは当然のことだと思ふ。さういふ出てくることもやらぬ、さうしてまたさつき話をされたやうに、突きのめされたり何かしてゐるときに写真や写してゐる者が私服の警察官だと、こゝういふことをはつきり言つてゐるわけだ。さうなつてくると、さういふことが行われているときに警告ができると思ふわけだ。それだけではなくて、突きのめしていく状態の中でそれを制止するといふ、デモのときなんかには盛んにさういふ制止の行動をおとりになるじゃないですか、さういふことを、制止ができないなどといふやうな状態ではない。ただし、あなたがおいでになつていないのを私がこゝういふ状態だと申し上げてゐるので、あなたはその話を全面的に信用はできないとしても、さういふ事態ならば制止はできるといふことは当りまえのことだと私は思ふのです。今の法律でなぜ制止ができないのか。

○政府委員(江口俊男君) ただいま突きのめされた状態があるといふお話でございませうから、さういふと、その人の生命身体に——しかしちよつと押したらよろめいて入つたといふやうなことではございませうけれども、また別問題でございませうが、ほんとうにその人の生命身体に危害が迫つてゐる、こゝういふやうに認定ができれば五条でできるのです。だから、松永先生はさうおつしやつたが、警察官として見てゐる限りにおいては、そこまでは、それはよろけて脳震盪起すこともあるかもしれぬけれども、普通のあれからいって、こゝでからだが傷つくとか生命が危いといふ

ふりに見るか見ないかでそれが分れるというのを私が申し上げているので、ただ立ちふさがって通さない、通さないといっている限りにおいては制止、制止というのは実力でそれを排除するということなんです。

○松永忠二君　そうではないから私が申し上げているのです。

○政府委員(江口俊男君)　だから、それはできない、ただ立ちふさがっているだけでいい。

○松永忠二君　突きのめしているからできる。

○政府委員(江口俊男君)　突きのめす突きのめし方にもよりますし、そのことは全体の中の一部であれば検査をすべき事件である……。

○松永忠二君　川へ落ちていて、それはできないわけですか。

○政府委員(江口俊男君)　だからそれは大要を具体的に……。

○委員長(竹中勝男君)　もう二時になりますから、簡単に。

○吉江勝保君　それじゃ最後に、警察がなまぬるいというので、だいたい松永委員から質問を兼ねましたの雑話がありました。私も同感する点がありますので、警備局長にお伺いいたします。具体的に言わないと、抽象論ではいけないというお話ですから、これは日は十二月の一日、場所は群馬県の吾妻郡の小中学校校長と教組の吾妻支部との集団交渉でありまして、中之条の小学校の講堂で行われました問題であります。事態を長く申しますのは省略いたします。結論を言いますと、この集団交渉、つまり勤務評定阻止闘争なんですけれども、この交渉を、三十五名を取り囲みまして、四百人の教員

とまあ言うておる人たち——いろいろな人たちが入っておるでありまして、四百人の人たちが三十五名の校長を寒い講堂で、十二月一日の午後一時から翌日の午前五時まで監禁しておるのであります。そうしてこの集団交渉というのはこの日に始まっているのではないのであります。連日やっておりますので、すでにかぜを引いておる校長や連日の交渉責めにあつて、身心ともに疲労しておるこの三十五名の校長を講堂に閉じ込めまして、そして午前五時まで帰さないものであります。ついに——結論を申しますと、身心ともに疲労しました数人の病人が出ております。ことに中之条の講堂を使っております、その中学校の校長渡辺千代丸五十四才は——先ほど突き飛ばしまして脳震盪でも起したらという話があつたんであります。これはついに卒倒してしまつて、疲労著しい意識不明になつて、医師の診断を受けておるのであります。こういうふうなことに帰さないで監禁をして、ついに数人が過労して帰りたいと、帰してくれと言つても帰さないで、意識不明で卒倒するまで集団暴力交渉をやつておる。こういうようなことが医師の診断で明らかにしておるのであります。

の全部五十四の学校というものは、その日の午後の授業は全部実施を見ていないのであります。こういうような教壇放棄をやりました。しかも校長を意識不明の卒倒をさせておる。こういう事態が起つておるのであります。私は具体的に申しまして、こういう事件につきまして警察当局は、どういふようなお調べをされておるか伺いをいたします。

○政府委員(江口俊男君)　吉江議員のただいまのお話は、もちろん地元では知つていられると思ひますけれども、私の方では初耳でございます。ただ申し上げ得ることは、どうも集団交渉という点が一番デリケートでございます。まして、何時間過ぎればそれが不法な監禁になるか、あるいは不法な監禁でございまして、これはまあ検査の対象になるだけでございますけれども、それがさらに進んで、その人の生命なり身体なりを脅かすという状態がどこで現われるかというところは非常にむずかしいのであります。非常に寒い所で交渉をするというところが、そのまま生命あるいは身体に危害があるというふうなことは、これは年令によつて言えることだとは思ひます。同時にまあ職員側といひますか、教員の側も同じ部屋でやつておるということになります。ついでと、まあ寒い、寒いという問題は、一応一つの標準にならんとするやうなことで、群馬のみならず各地で私たちが手ぬるいといわれるといふこと、一番代表的なことが、非常に長く一人を取り巻いて、あるいは数人を多数で取り巻いて、これに威圧をかけたという事件が方々にございます。それについては皆さんから御指摘を受け

まするたびにその事情はどうだったかというのを聞くのでございます。残念ながらこれはやむを得なかつたので当然さういふ報告をするのかもしれません。あるいは警察法五条による実力行使に入るのには今言つたやうな条件が備わらなかつたといふことを申すのであります。しかしながら、ただいまのお話は、もちろん事実でございまして、倒れた方があつたといふことはまことに遺憾ですけれども、そういう状態が刻々警察にわかるというしかけに現在なつていないもので、さういふ結果が出るものと思ひます。当然外部から見ても想像してさうなるものと、さういふふうに認定ができません。ただいまのやうな事例におきましては警察が割つて入るということが当然の義務だと、さう考えます。

○吉江勝保君　もう一つ簡単に……。

○委員長(竹中勝男君)　これで最後……。

○吉江勝保君　今の警察の御答弁は私もさあろうと思ひます。それで最後に行われておることを私ははつきり実は申し上げたいのであります。群馬県のいろいろな事態が起つております。高崎におきましては三十分間も監禁をやつております。伊勢崎におきましてはやはりこれに近い校長会議の監禁をやつておるのであります。こういうことにつきましては、私は警察当局が犯罪というやうな意味でなしに、他日私は人権じゅうりんの問題で御質問を申し上げることを保留してやめます。

○湯山勇君　議事進行について……。
この委員会の初めに、私は神奈川県の勤務評定の問題でお尋ねをしたわけですが、これについては文部省の方もいろいろ神奈川県の教育委員会に當つて調査をする、さういふことでございまして、われわれ文教委員会といたしましては、前に教育長協議会の案につきましては、責任者である本島教育長、木下委員長に来ていただいて御意見を聞いたわけです。これはまた別なケースとして、委員会としても神奈川県の教育長を当委員会においで願つて参考意見を聞きたいと思ひますから、これは委員長の方で一つお含み願つて理事会で御決定願ひたいと思ひます。

○委員長(竹中勝男君)　わかりました。それにもう一つ、調査のことを私は委員長として文部当局にお願いいたしておきたいのですが、今朝の新聞で知りましたわけですが、都内の某小学校で、何といひますか、ストリップ・ショーをやつて、その日に著名な、何か意味を持つ人が出てあつたといひ、文教上これは非常な重大な関心を呼び起す問題が出ておりますが、その点について、一つ次回に委員長に報告を願ひます。

それでは、本日の委員会は、この程度で散会いたします。

午後二時九分散会

昭和三十三年十二月二十日印刷

昭和三十三年十二月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局